時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

明治廿七年八月三十日　木曜日
舊曆甲午七月三十日（甲辰）
日出午前五時十二分　日入午後六時十分
月出午前四時一分　月入午後六時零分
滿潮午前四時二十八分　干潮午後四時五十六分
（西曆一千八百九十四年）
年始より二百四十二日　年末まで百二十三日

表誠義金募集

淸國に對する宣戰の詔勅は下りたり陸上に海面に兩國の戰端は開かれたり牙山淸兵の本據を拔き淸艦を鏖殲近海に捕獲して我軍向ふ所敵なしと雖も敵は世界無比の大國なり我國民の全力を盡して全局の必勝を今後に期せざるを得ず我海陸將卒の忠勇なる敵軍を攻擊する素より遺算なしと雖も家に在る全國の臣民は坐して我將卒の忠勇に依賴し以て安んずべきに非ず成歡の一役我將校五名を失ひ下士卒負傷凡七十名、骨を萬里の異域に曝すは我が忠勇なる將卒の期する所なりと雖も帝國の臣民內に在りて此報に接するもの無限の感なき能はざるべし且夫れ東洋先進の我文明を以て朝鮮の獨立を確實にし固陋の淸國を蒙昧の域に救出し我亞細亞の諸國をして文明の曙光に觸れしむるもの我國全勝に伴ふの結果なり我が帝國が今回の交戰に對する責任重且つ大なりと云ふべし正々堂々たる我陸海の軍隊戰艦は百般の施設素より欠ぐる所なく全局の必勝期すべしと雖も事は古今未曾有の外戰なり帝國の光榮利益賭して此一擧にあり之を思へば帝國忠實の臣民は其赤誠の凝結する所今日默して止む能はざるべし左れば國を思ふの赤誠を表せんと欲して其道を得ざるもの四千萬の同胞皆然らん本社は世人熱情の在る所を察し其赤誠を表するの義金を集め之を當局者に委託して必勝を將來に期するの資に供せんとす家に在るの臣民斯の如きを聞かば外に在るの將卒を慰するに於て多少の稗益なくんばあらず亦我が國民忠愛の至情を中外に表白して國威を宇內に發揚するの道なるべし義金募集の規定三項を設けて左に揭ぐ

（一）義金は十錢以上とし住所番地姓名を詳記して本社に送付せらるべし
（二）本社に於て義金を受取りたる時は翌日の時事新報に其氏名金額を揭げて之が證とす故に翌日の新報に此揭載なきものは更に照會せられ度し
（三）此義金は募集の上、當局者と熟議し最も適當の費途に充つるものとす

表誠義金募集社告追加

表誠義金募集の事を廣告せし以來續々募に應じて本社に金圓を寄送する人少なからず近日府下の紳士有志者は報國會なるものを組織して大に軍資を醵集せんとて其組織も略ぼ緖に就きしよし又その前後都鄙の各地方に於ても種々の團體を結んで義捐に着手するもの甚だ多し其名義は同じからざるも國民が私財を擲て國の爲めにせんとするの目的に至ては毫も異なる所なし報國盡忠の美擧あれを耳にしても欣喜に堪へず就ては本社に於てもますます規模を大にしますます募集の區域を廣くして國家の急に應ぜんとするの精神を以て更に同感者の注意を促すものなり斯くて其募集金を政府の筋に納るに當り直に之を當局者の手に渡すも又は出納の手數を省くが爲めに報國會又は他の團體に合併して其取次を煩はすも其邊は都て時の便宜に從ふ可し之を要するに今回の義擧こそ純正無雜にして國民の誠意誠心に出ることなれば何れの道より何れの手を經るも特に之を問ふの要用はなかる可し我輩は唯日本國民の全力を盡して日本の國事に當らんことを願ふのみ

本社義金の取扱方

今回本社大に義金を募集せんとするに就ては我國民の義氣に富める募に應ずる義金の口數は定めて非常に多かるべく亦た其金額も頗る大なるべし由て本社は特に

義・金・募・集・掛・

を設けて計算を正確にし且つ受取りたる義金は日々に

第・百・拾・九・國・立・銀・行・

に預け入れ之が保管を委託し以て計算保管の精確を期す

（此一項は第百拾九國立銀行の承諾を經て玆に揭ぐるものなり）

時事新報

護鄕團體の組織

今や日淸間の戰爭漸く闌ならんとするに當り我國民の敵愾心はますます奮起して底止する所を知らず或は說を爲して曰く正々堂々の師を以て彼に臨むは自から文明の戰にして素より希望する所なれども敵國の擧動を見れば全く無法亂暴にして或は無辜の婦人小兒を捕へて掠奪を恣にし或は故らに食用品の輸出を禁ずるなど到底文明流の正則を以て遇す可き相手に非ず彼に於て然るときは我も亦相應の手段を以て之に對するは正當の處爲にして敵を苦しむるの一段となれば自から其術に乏しからざる中にも冒險、死を怖れざるは日本人の特性にして殊に國家の爲めとあれば如何なる危險も辭する所に非ざれば兵役に關係なき國中の壯丁を以て一團の義勇隊を組織し不用に屬したる軍艦か若しくは商船に乘組ましめ開港場に非ざる敵國の海岸を所嫌はず荒れ廻りて彼の商船なり積荷なり手當り次第に捕獲し去り又は防禦の用意手薄き場所を見れば直に上陸して內地に侵入し彼の大兵到るときは忽ち去りて更に他の場所を侵す等、恰も明末に於ける和寇と同樣の擧動を演じたらば敵國の政府も忽ち內顧の患を生じて其力を一にすること能はず彼の軍略に齟齬を來して日本軍全勝の機會を速にするに至る可しとて熱心に論ずる者なきに非ず我輩の所見を以てすれば其策たる決して無益の計畫に非ず時宜に據りては或は海上捕獲法の實施等自から其機會もある可しと雖も今日の場合に於ては遠く敵國を侵すよりも寧ろ國內防禦の手段を講ずるこそ必要なる可しと信ずるものなり抑も支那の國境は二面に海を控ゆるのみなれども日本は四面環海の國にして如何なる方面より敵の來襲を受くるやも知る可らず或は彼の軍艦は我艦隊の勢力に畏縮して渤海の灣內に蟄伏し一步も外に出ること能はざる始末なれば日本の海岸を侵すなどの心配は萬々ある可らざるが如くなれども戰の勝敗は時の運にして如何なる不意の失敗も圖る可らず殊に彼の南洋艦隊は福州の邊に在りて北方の戰爭に加はらざるよしなれば其運動は自由にしていつ何時來襲せずとも斷言す可らず我國には自から海陸軍の備ありて海岸の防禦も等閑ならざるは勿論なれども目下外征に忙はしき折柄、萬一不意に敵の來ることもあらば火急の場合、自然に手廻り兼ぬる其間に一時海岸附近の地を掠めらるゝことなしとも言ふ可らず殊に其敵は暗黑無法不仁不義の支那人にして非常の亂暴を逞ふすること必然なれば苟も日本國中にて海に瀕する地方の人民は老幼婦女を保護し兼て銘々の財產を守るの目的を以て護鄕の義勇團體を組織し萬一火急の場合には海陸軍を待たずして自から敵を防ぐの用意肝要なる可し或は義勇兵の團結に就ては過般の詔勅もあれば護鄕兵の事も如何あらんとの掛念なきに非ざれども彼の詔勅は先頃來各地にて義勇兵を團結し從軍を出願するもの少なからざるよりして特に發せられたるのみ我輩の所謂護鄕團體は萬一の場合に自から護るの目的にして從軍云々を希望するものに非ざれば決して差支はある可らず目下の形勢に至當の處爲にして政府に於ても異議なきことならんなれども其團體の組織に第一の必要は兵器にして是れは人民の私に辨ず可きものに非ざれば其筋に請願して不用の銃砲を借受くるなり拂受くるなりして共用に供す可し或は兵器を人民に授けて國中に幾萬の私兵を組織せしむるは危險なるに似たれども今日國家の大事件に際して苟も異圖を企つるが如き者は國中に一人もある可らず日本國民の忠義心を抵當にして何人も疑を容れざる所なり政府に於ても充分安心して私兵の組織を自由ならしむること目下の場合に適當の處置なる可し

官報

○詔勅

朕貴族院多額納稅者議員互選規則第二十四條ニ依リ山梨縣ニ於テ貴族院多額納稅者議員闕員ノ爲ニ補闕選擧ヲ行フヘキコトヲ命ス

御名　御璽

明治二十七年八月二十八日
內閣總理大臣　伯爵　伊藤博文

○告示

○大藏省告示第三十四號

明治二十七年（八月）大藏省令第十五號ニ依リ交付スル軍事公債假證書五千圓、千圓、五百圓、百圓、五十圓五種ノ見本ハ日本銀行ニ交付シ來九月十五日マテ本支店及代理店ヘ備置カシム照覽ヲ要スルモノハ就テ覽ルヘシ

明治二十七年八月二十九日　大藏大臣　渡邊國武

雜報

○上海淸字新聞の報道

上海に於て發兌する淸字の日々新聞二種あり字林滬報と申報是れなり今を去る十七年前佛淸の間に葛藤を生じ遂にクルベー提督其艦隊を率ゐて支那海を荒れ廻り福州閩江に於ては支那の艦隊も砲臺も瞬く間に粉碎され臺灣の要港は勿論支那南洋の各港は砲擊を蒙らざる無く淸軍の敗北は世界の歷史上に其比類を見るべくもあらざりし此間に在りて上海の淸字新聞を見れば滿面淸軍の勝報ならざるは無くクルベー提督も幾度か擒にされ幾度か擊殺されて佛軍は殆んど孑遺なきが如くなりし當時上海の淸
きに驚かざるは
も彼の十七年の
んと我れも人も
の如く甚しから
と報じ居りしが
を見て終に「我
に至れり又淸國
深く閉籠り居る
我れは依賴する
るなど其報道、
を一新したり蓋
事實を東洋に表
の如く淸字新聞
我邦に無數の新
も各港にありて
りあれば世間不
日の有樣を現出
化すべき軟筆を
豫期すべき所に

○支那軍艦の
招商局汽船寬江
砲艦一隻を目擊
隻及び砲艦一隻
刊チャイナ ガゼ

○葡萄牙軍艦
葡萄牙人保護の爲
同艦は八月十七
日の中に在る可
日發刊」に見ゆ

○濟遠の修繕
修繕中なりし淸
たりとの事なる
は實に著しきも
僅少の日月を以
速かに竣工した
し緩かに用に堪
んといふ凡そ敵
には其方法頗々
砲丸の爲め打拔
せとわれば一二
分に修復して損
しめんとするに
ふにも容易なら
巧みなりとも間
ざる僅少の日子
のみと想して事
のみ取急ぎて相
云ふ

○車輛調
を各受負人より
く既に數千輛に
代用を爲すもの

○在韓諸將校
るは言ふまでも
山田四郞氏が歸
大尉小原文平氏